会 長	事務局長	局長補佐兼係長			

# 第804回

## 宿毛市農業委員会総会

- 1. 日 時 平成30年9月3日(月曜日)午後1時30分
- 2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室
- 3. 出席者(17名)

1

1番	田村	磨利	2番	山口	一晴	3番	濵田	頼之	
4番	山本	欣史	5番	岩本	誠司	6番	小川	節美	
7番	澤田	誠規	8番	今津	久雄	9番	小島	久司	
0番	寺田	巧	11番	羽賀	大透				
1番	松本	功	2番	保田	稔	 3番	川島	照久	
•	西山	讓	5番			7番			

- 4. 欠席者 (1名) 6番 山本 大
- 5. 事務局等出席者 事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
- 6. 付議案件

議案第1号 農地法第5条許可申請審査について 議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

- ○議 長 皆さんこんにちは。台風が接近していますが方向次第では大変な大きい 台風ですので、今日中に台風対策をする事があればやっておいてください。 スムーズに進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議 長 それでは、これより第804回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番濱田 頼之委員、4番山本欣史委員にお願いします。

なお、6番山本大推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規程による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。 事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは議案第1号、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。 受付番号12番。申請場所、所在地鷺洲。議案書2ページの位置図をご 覧いただきたいと思います。場所はダイナム宿毛店の裏の農地になります。 転用目的といたしましては、周辺に建物等もなく太陽光発電に最適な日 照が得られるため、この農地を転用して太陽光発電施設を設置しようとす るものです。

> なお、この農地につきましては、昨年度農用地区域の除外の申請をしま して、県知事の許可をもらい今回の転用となったものです。

> 農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設の設置に関わる農地の転用面積といたしましては 811.00 ㎡です。資金計画といたしましては土地取得費300万円、土地造成費80万円、太陽光発電施設設置費13,480,000円、合計17,280,000万円を全て自己資金で賄うということです。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 300m以内の距離に位置しており、第3種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。

- ○議 長 続きまして、受付番号12番について、鷺洲地区担当の山口委員より説明をお願いします。
- ○山口委員 【議案書をもとに12番朗読】

事務局から報告があったように、除外申請からの流れの申請になります。 先日、今日はじめてさっきやっと●●さんと連絡が取れて、●●●●● ●●●の方は、担当の方が出張でおられなかったので、別の方に話をし てもらって確認はとれています。双方ともよろしくお願いしますと言う事 です。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は ありませんか。

(審議中)

- ○田村委員 もう、今までに何回も出てる案件やけん異議ない。
- ○議 長 ほかに何かございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○議 長 異議なしということですので、議案第1号の1件は、意見を附して県に 送付することに決しました。
- ○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題 といたします。

事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は 3 ページになります。今回の申請は再設定1件です。番号17番。大字山田。竹部地区、山田川沿いに広がる農地あわせて 6 筆についてこれまで 10 年間の期間で利用権設定がされておりましたが、この度期間満了に伴い今回新たに5年間の期間で再設定を行うものです。

田で、いずれも水稲を作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別

紙調査書)と考えております。 今回の利用権設定は以上です。

○議 長 続きまして、受付番号17番について、山田地区担当の今津委員お願い いたします。

#### ○今津委員 【議案書をもとに17番朗読】

- ●●さんには、山本大委員が連絡を取ってくれまして、今日欠席していますけど。●●さんには私が直接会いまして、間違いないのでよろしく頼むという事です。よろしくお願いします。
- ○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、 審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と 認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第2号」1件は、市に通知すること に決しました。
- ○議 長 続きまして、協議事項に入ります。 山本委員の退室を求めます。

(山本委員 退室)

○議 長 非農地の報告について、事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 それでは、非農地証明についてご報告いたします。

番号17番、申請場所、所在地二ノ宮。登記地目畑。地図の方は5ページを見ていただきたいと思います。場所は、二ノ宮橋を渡り河原谷川に沿って奥に入った左側の土地で、平成14年頃から物置小屋への進入路及び駐車場として使用し現在に至っております。

続きまして番号18番、申請場所、所在地橋上町楠山。登記地目田4筆畑2筆になります。申請場所といたしましては、議案書の6ページをご覧ください。場所は、主要地方道宿毛津島線を楠山の山里の家方面に進み、山田大橋を通過し左折した土地で、平成15年頃より耕作放棄し茅、雑草が生い茂って原野となる。また356番については杉、雑木が生え山林となり現在に至っております。

以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号17番及び18番について、橋上地区担当の濵田 委員お願いいたします。

#### ○濵田委員 【議案書をもとに17番朗読】

現地を確認しましたら 10 坪足らずの所でありました。ほとんど道路のような状態になって元に復帰するのは、これは困難かと思います。少し道に沿ったような所ですので。●●●さんにも確認しました。審議のほどよろしくお願いします。

#### 【議案書をもとに18番朗読】

今、言ったように平成 15 年より耕作放棄になって、茅とか雑草が生い茂っており原野となっています。●●●番については、杉、雑草が生え山林となっています。現況は原野と山林。

現地を確認しましたら、いつもの事ですけど楠山の奥に1軒、家があり この●●さんが、お母さんが数年前に亡くなりその家も誰も住んでなく、

(畑は)もうずっと何年も作ってもらっていましたが、その人も高齢によりもうよう作らないし、イノシシやシカが毎晩のように出てくる所で、なかなか元に戻すことは難しいという事で、よろしくお願いしますと言う事ですので、審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は ございませんか。

(審議中)

- ○川島委員 ちょっと、かまん。
- 〇議 長 川島委員。
- ○川島委員 17番やけんどね、進入路みたいになってね。ガチガチの道路になっちょうけんね。昔から道路か・・・分からんようになっちょうけんね。
- ○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。
- ○議 長 山本委員の入室を許可します。

(山本委員 入室)

- ○議 長 事務局より報告事項があります。
- ○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

それではまず最初に私の方から、県に送付した結果の報告について。

第799回・第802回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号1・2・7・8号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

#### ○事務局員 (平成30年7月豪雨災害義援金の募集について)

このことにつきましては、先月の総会にて提案がありましたが、対応について検討した結果、高知県農業会議から8月10日付けでお手元に配布しております資料1の内容にありますように、全国に広がる農業委員会組織を通じて義援金の募集活動に取り組むこととなりました。

この取り組みは、既に全国農業新聞にも掲載されており、講読されている方は目にされた方もいらっしゃる事と思います。

つきましては、実施方法に基づき1口千円で事務局にて取りまとめを行い指定された口座に送金することで、取り組みに代えさせていただきたく 事務局よりお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

#### (公務災害補償制度への加入について)

次に「公務災害補償制度」について、先月の総会開催時に委員全員 18 名 分の掛金を集金し手続きを終えておりますので報告します。ありがとうご ざいました。

なお、領収書は今回の総会議案送付時にあわせてお送りいたしましたの でご確認ください。

#### (農業委員全員研修会開催のお知らせ)

続きまして、研修会開催のお知らせです。今年は、9月21日(金)午後1時30分から3時30分までの予定で、黒潮町のふるさと総合センターにおいて幡多ブロックの農業委員全員研修会が開催されます。委員の皆さまには、ご多忙のこととは思いますが日程調整のほどよろしくお願いいたします。

本日、研修テキスト(2018年度農業委員会業務必携)を配布いたしますので、研修当日は忘れずに必ずご持参いただきますようお願いいたします。 例年こちらの研修会には、市のマイクロバスを利用しておりましたが、 今年はバスの使用ができないため、自家用車及び公用車乗り合わせで移動を予定しております。

つきましては、本日、研修会への出欠を確認するとともに、あわせて移 動手段の確認を行いたいと思います。

なお、女性委員については、こちらも毎年恒例ですが、研修会前に先立 ち昼食を挟んで女性委員の会が開催されます。既に通知が届いていると思 いますが参加のほどよろしくお願いします。

また、直前になってやむを得ず欠席をされる場合は、分かり次第必ず事 務局までご連絡ください。

#### (活動記録簿の提出について)

次に、活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。提出いただきました活動記録簿については、事務局で内容を点検、確認し写しを取った後、郵送にて返却いたしました。

今後も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたします。次回の提出は年末を予定しておりますので、日頃の活動の記録について記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

#### (次回総会の日程について)

最後になりますが、次回総会は10月5日(金)午後1時30分から開会です。提出する議案の締切は来週11日(火)、議案送付日は28日(金)を予定しております。事務局からは以上です。

### ○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これに て第804回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時10分閉会

平成30年9月3日

会 長

農業委員

農業委員